

○議長（小林哲雄）

再開します。

午後 1 時 3 0 分

○議長（小林哲雄）

日程第 5 認定第 5 号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

認定第 5 号 決算認定について。地方自治法第 2 3 3 条、第 3 項の規定により、平成 2 5 年度開成町給食事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき、監査委員の意見をつけて認定を求めます。平成 2 6 年 9 月 4 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本誌の 2 4 1 ページをお開きください。

給食事業特別会計歳入歳出決算総額、歳入、歳入予算現額、8, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円。歳入決算額、8, 4 5 7 万 2, 6 8 7 円。歳出、歳出予算現額、8, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円。歳出決算額、8, 3 5 5 万 7, 0 0 1 円。歳入歳出差引額、1 0 1 万 5, 6 8 6 円。内、基金繰入金額は 0 でございます。

1 ページおめくりいただきまして、2 4 2、2 4 3 ページになります。歳出のほうは、1 款、諸収入、2 款、繰越金の構成となっております。歳入合計といたしまして、予算現額、8, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円。調定額、8, 4 5 7 万 2, 6 8 7 円。収入済額、8, 4 5 7 万 2, 6 8 7 円。不納欠損額、0 円。収入未済額、0 円となっております。予算現額と収入済額の比較、1 2 0 万 3 1 3 円の減でございます。

次のページに移りまして、歳出、1 款、給食事業費、2 款、予備費、こちらの歳出合計といたしまして、予算現額、8, 5 7 7 万 3, 0 0 0 円。支出済額、8, 3 5 5 万 7, 0 0 1 円。翌年度繰越額、0 円。不用額、2 2 1 万 5, 9 9 9 円。予算現額と支出済額との比較、2 2 1 万 5, 9 9 9 円となっております。

続きまして、本誌の附属資料といたしまして、ページでは 3 3 8 ページになります。こちらのほうで説明をさせていただきたいと思います。

平成 2 4 年度と平成 2 5 年度を比べまして、歳入では 2. 3 % の増でございます。歳出につきましても、同じく 2. 1 % の増となっております。学校給食費と年間給食実施回数のところでございますけれども、給食月額につきましては特に改定はございません。小学校が 3, 9 0 0 円、中学校が 4, 4 0 0 円。幼稚園につきましては、園児が 2, 8 0 0 円。教職員が 3, 0 0 0 円。一食当たりの単価ですけれども、小学校の子ども、大人ともに 2 4 0 円。中学校、大人子どもともに 2 8 0 円。幼稚園につきましては、子どもが 2 1 5 円。大人が 2 3 0 円となっております。給食実施回数につきましては、小学校が 1 8 6 回、中学校は 1 6 8 回、幼稚園が 1 4 5 回でございます。在籍の子どもにつきましては左にございまして、平成 2 5 年 5 月 1 日現在の人数でございますけれども、開成小学校が 5 3 4 人、開成南小学校が 5 7 8 人、中学校が 5 0 5 人、幼稚園が 1 8 9 人。合計で 1, 8 0 6 名となっております。

続きましては事業別説明書のほうの説明ということで、そちら 80 ページ、81 ページになります。

給食事業の歳入でございますけども、諸収入の部分で現年度、園児、児童、生徒及び教職員、非常勤、試食用の給食納付金の収納を行っております。この形につきましてはですね、幼稚園、小学校、中学校におきまして、同様の形で納付金の収納を行っております。

続きまして、雑入の廃食油売却代でございます。こちらにつきましては、平成 25 年度に給食で使用しました油の廃食油でございます。こちらの売却を行っております、そちらの年額の売却代でございます。繰越金、前年度繰越金。こちらにつきましては、前年度からの繰越金となっております。

1 ページおめくりいただきまして、歳出になります。給食事業費、給食食材費、給食食材費、まず、開成南小学校の給食食材費でございます。こちらのほうにつきましても、児童、教職員、非常勤、試食用の小学校の給食材料を購入させていただいております。中学校につきましても、同じような形で生徒、教職員、非常勤、試食用の食材費を購入とさせていただいております。幼稚園につきましても、園児、教職員、非常勤、試食用の給食食材を購入させていただいております。

続きまして、本誌のほうに戻らせていただきまして、252 ページをお開きください。

平成 25 年度、開成町給食事業特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書。1、歳入総額、8,457 万 3,000 円。2、歳出総額、8,355 万 7,000 円。3、歳入歳出差引額、101 万 6,000 円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、1 から 3 につきましては、いずれも 0 円でございます。5、実質収支額、101 万 6,000 円。6、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰越額は 0 円でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（小林哲雄）

認定第 5 号 決算認定について（給食事業特別会計）の細部説明を終了いたします。